

## 機械加工職種(普通旋盤作業)

作業の定義	<p>普通旋盤を使用し、材料の形状や材質に応じて、加工方法や切削条件(切削速度、切込み、送り)等の各種調整を行った後、加工物を回転させ、刃物台に取り付けられた刃物(バイトと呼ばれる工具)に送りとを与え、目的に応じた切削加工を行う作業をいう。</p> <p>参考 普通旋盤：主として工作物を回転させ、バイトなどの静止工具を使用して、外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切り等の切削加工を行う工作機械をいい、ベッド、主軸台、心押台、往復台、脚(あし)、送り機構などの基本的構成部分から成る旋盤をいう (JIS B0105 02100)</p>		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)普通旋盤作業 (③④の切削精度は、100分の5mm以上を目途。)*</p> <p>①普通旋盤の取扱い作業 ②切削工具及びワークの取付け作業 ③円筒及び平面の切削作業 ④穴あけ作業 ⑤切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた送り、切り込み及び切削速度の決定作業 ⑥読図作業 ⑦測定作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)普通旋盤作業 (③④⑤の切削精度は、100分の5mm以上を目途。)*</p> <p>①普通旋盤の取扱い作業 ②各種の切削工具の取付け及び加工段取り作業 ③円筒、テーパ及び平面の切削作業 ④穴あけ及び穴ぐり作業 ⑤ねじ切り作業 ⑥切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた送り、切り込み及び切削速度の決定作業 ⑦切削工具の寿命判定作業 ⑧読図作業 ⑨測定作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)普通旋盤作業 (③④の切削精度は、100分の5mm以上及び⑤の切削精度は100分の1mm以上を目途。)*</p> <p>①普通旋盤の取扱い作業 ②各種の切削工具の取付け及び加工段取り作業 ③円筒、テーパ、平面及び偏心の切削作業 ④穴あけ及び穴ぐり作業 ⑤各種ねじ切り作業 ⑥作業中の簡単な支障の調整作業(必要に応じて行う) ⑦切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた送り、切り込み及び切削速度の決定作業 ⑧切削工具の寿命判定作業 ⑨刃先の再研削作業(必要に応じて行う) ⑩読図作業 ⑪測定作業</p>
	<p>※切削精度は基礎級、3級、2級の実技試験によるものであること。</p>		
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③機械加工職種に必要な整理整頓作業 ④機械加工用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連業務</p> <p>①数値制御旋盤作業 ②フライス盤作業(数値制御式のものを含む) ③マシニングセンタ作業</p> <p>(2)周辺業務</p> <p>①機械検査作業 ②加工部品及びユニットの組立て・調整作業 ③製品(部品)の梱包・出荷作業</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p> <p>④放電加工作業 ⑤けがき作業 ⑥仕上げ作業</p> <p>⑦切削工具研削作業 ⑧その他の機械加工作業(研削盤、中ぐり盤、ボール盤等の工作機械)</p> <p>④玉掛作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑤クレーン運転作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑥フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要)</p>		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>1.を必ず使用し、2.から30.のうち必要なものを使用すること。</p> <p>1.普通旋盤(例:ベッド上の振り 300~500mm、センタ間の最大距離 500~1500mm程度 等) 2.工具整理台 3.チャック及び付属工具(チャックハンドル、ボックススパナ等)、マシンバイス、取付ジグ及び付属工具(バイスハンドル、スパナ等) 4.回転センタ、固定センタ 5.各種バイト、正面フライス・エンドミル等 6.油砥石(あぶらといし) 7.やすり(ばり取り用) 8.ペンチ等(切りくず除去用) 9.刃物台固定用工具(スパナ、六角レンチ等) 10.片手ハンマ(木製又はプラスチック製) 11.各種マイクロメータ 12.シリンダゲージ</p> <p>13.ノギス 14.スケール(金属製直尺) 15.その他計測器工具類 16.電子式卓上計算機 17.切削油 18.切削油缶 19.はけ 20.ブラシ 21.ウエス 22.切りくず除去棒 23.小ぼうき 24.洗油 25.保護眼鏡 26.検査剤</p> <p>27.作業台 28.踏板 29.各種揚重運搬関係機械及び器具(クレーン、フォークリフト、玉掛用具等) 30.その他関連業務、周辺業務で使用する関係機械及び器具</p>		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	<p>各種機械器具製造業等で製造される部品・製品や、最近ではプラスチック製品製造業、窯業・土石製品(セラミックス)製造業等で製造される部品・製品が該当し、普通旋盤作業で製造される部品・製品が対象となる</p>		
移行対象職種・作業とはならない業務例	<p>1.機械修理作業 2.溶接作業 3.原動機組立て作業 4.金属加工機械組立て作業</p> <p>5.産業用機械組立て作業 6.木工用旋盤作業 7.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		